

# 「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」のお知らせ

## 申請期間

令和2年6月22日(月)から令和2年8月31日(月)まで

※当日消印有効

## 交付額

10万円(1事業者あたり)

※対象事業所・店舗が複数ある場合も1事業者あたり10万円です。

## 主な交付要件

### 概要

○愛知県緊急事態措置で位置付けられた「基本的に休止を要請しない施設」において、新型コロナウイルスの高い感染リスクを負って、個人消費者と対面して商品・サービスを提供する事業を継続している中小企業者等の皆さまに応援金を交付します。

### 要件

- ①対象施設の一覧に該当する市内の施設・店舗で事業を継続している方  
ただし、**市内で自らが所有又は賃借している施設**において、個人消費者と対面して商品・サービスを有償で提供している方に限ります。  
  
【対象施設】  
対象施設は本紙P2をご覧ください。  
(注)対象施設が食事提供施設である場合は、もともと営業時間が午前5時から午後8時までである施設に限ります。ただし、テイクアウトのみの施設は営業時間を問いません。
- ②令和2年4月10日時点で開業しており、事業実態が確認できる方
- ③令和2年4月10日から5月14日までの期間、市内の対象施設で事業を継続している方
- ④「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金(50万円)」、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金(50万円)」、「名古屋市理美容事業者休業協力金(県・市で20万円)」及び「名古屋市理美容事業者事業継続応援金(10万円)」のいずれも受け取らない方
- ⑤中小企業者(個人事業主の方を含みます)及び社会福祉法人等その他法人であること  
(注)社会福祉法人等その他法人については常時使用する従業員の数が300人以下であること
- ⑥交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していない方

※このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイトは  
こちら



コールセンター

052-228-7007

午前9時00分～午後5時00分  
(土日祝日を含む毎日)

## 対象施設及び施設コード一覧

| 施設の種類      | 施設コード | 内 訳                              |
|------------|-------|----------------------------------|
| 社会福祉施設等    | A 01  | 保育所等                             |
|            | A 02  | 放課後児童クラブ                         |
|            | A 03  | 障害児通所支援事業所                       |
|            | A 04  | その他の児童福祉法関係の施設                   |
|            | A 05  | 障害福祉サービス等事業                      |
|            | A 06  | 老人福祉法・介護保険法関係の施設                 |
|            | A 07  | 婦人保護施設                           |
|            | A 08  | その他の社会福祉施設                       |
| 医療施設       | B 09  | 病院                               |
|            | B 10  | 診療所                              |
|            | B 11  | 歯科                               |
|            | B 12  | 薬局                               |
|            | B 13  | 鍼灸・マッサージ ※要国家資格                  |
|            | B 14  | 接骨院 ※要国家資格                       |
|            | B 15  | 柔道整復 ※要国家資格                      |
| 生活必需物資販売施設 | C 16  | 食料品売場(食料や飲料の販売店)                 |
|            | C 17  | コンビニエンスストア                       |
|            | C 18  | スーパーマーケット                        |
|            | C 19  | ホームセンター(生活必需品売場のみ)               |
|            | C 20  | ショッピングモール(生活必需品売場のみ)             |
|            | C 21  | ガソリンスタンド                         |
|            | C 22  | 靴屋                               |
|            | C 23  | 衣料品店(かばん屋、時計屋、眼鏡屋・コンタクトレンズ店等を含む) |
|            | C 24  | 雑貨屋(食器販売店、化粧品店等を含む)              |
|            | C 25  | 文房具屋                             |
|            | C 26  | 酒屋                               |
|            | C 27  | 本屋(新聞販売店を含む)                     |
|            | C 28  | 自転車屋                             |
|            | C 29  | 家電販売店                            |
|            | C 30  | 園芸用品店                            |
|            | C 31  | 鍵屋                               |
|            | C 32  | 家具屋                              |
|            | C 33  | 自動車販売店                           |
|            | C 34  | カー用品店                            |
|            | C 35  | 花屋                               |

| 施設の種類  | 施設コード                | 内 訳                    |
|--------|----------------------|------------------------|
| 食事提供施設 | D 36                 | 飲食店、料理店                |
|        | D 37                 | 喫茶店                    |
|        | D 38                 | 和菓子・洋菓子店               |
| 宿泊施設   | E 39                 | ホテル                    |
|        | E 40                 | カプセルホテル                |
|        | E 41                 | 旅館                     |
|        | E 42                 | 民泊                     |
|        | E 43                 | 下宿                     |
| 交通機関等  | F 44                 | バス                     |
|        | F 45                 | タクシー                   |
|        | F 46                 | レンタカー                  |
|        | F 47                 | 電車                     |
|        | F 48                 | 船舶                     |
|        | F 49                 | 航空機                    |
|        | F 50                 | 物流サービス                 |
|        | 金融機関・官公署等            | G 51                   |
| G 52   |                      | 消費者金融                  |
| G 53   |                      | 証券取引所・証券会社             |
| G 54   |                      | 保険代理店                  |
| G 55   |                      | 行政書士事務所、税理士事務所、法律事務所など |
| その他    | H 56                 | 銭湯(一般公衆浴場)             |
|        | H 57                 | 貸衣裳屋                   |
|        | H 58                 | 不動産仲介業                 |
|        | H 59                 | 結婚式場                   |
|        | H 60                 | 葬儀場・火葬場(仏壇・仏具店等を含む)    |
|        | H 61                 | 質屋                     |
|        | H 62                 | 獣医                     |
|        | H 63                 | ペットホテル                 |
|        | H 64                 | たばこ屋                   |
|        | H 65                 | プライダルショップ              |
|        | H 66                 | 修理店(時計、靴、洋服等)          |
|        | H 67                 | 100円ショップ               |
|        | H 68                 | 駅売店                    |
|        | H 69                 | ランドリー・クリーニング店          |
| H 70   | ごみ収集運搬事業所(一般家庭ごみに限る) |                        |

### 必要書類送付先

※下記の宛先面を切り取って使用してください。※はがれないよう、しっかり糊付けしてください。  
 ※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。

キリトリ

## 〒460-8799 名古屋中郵便局留

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市経済局新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム  
 (事業継続応援金担当)

**事業継続応援金申請書類 在中**

## よくあるご質問

### Q1 営業日数は通常通りだが、営業時間の短縮を行った場合は対象ですか。

**A1** 営業時間を短縮した場合でも、令和2年4月10日から5月14日までの期間、通常の営業日数の2分の1以上営業していれば、概ね通常通りの営業とみなし、対象となります。

### Q2 申請する施設がどの施設コードに該当するかわかりません。

**A2** 市のホームページに対象施設の例を掲載していますので確認してください。

### Q3 申請内容に不備がある場合はどうなりますか。

**A3** 審査により申請内容の不備が明らかになった場合、その旨をお知らせするとともに、申請書類一式を返却しますので、必要書類を揃えて再度提出してください。

### Q4 申請書類の控えを取り忘れたため返却してほしい。

**A4** 申し訳ございませんが、一度提出された書類は返却しません。申請書類を提出する際には、必ず控えをとり保管してください。

### Q5 申請書類をどこに送ればよいですか。

**A5** 本紙P2の下部にある送付先に郵送してください。宛先面を切り取り、はがれないよう封筒に貼り付けて使用してください。また、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で送付してください。なお、郵送料が不足している場合は、申請書類を受け取ることができませんのでご注意ください。

## 注意事項

- ・本紙P3の必要書類が揃っていない場合や不備がある場合は、応援金を受給できません。
- ・申請締切日までに申請されなかった場合は、応援金を受給できません。
- ・虚偽の申請、その他不正な手段により応援金を受給した場合は、応援金を返還しなければなりません。なお、悪質な場合は警察に通報するなどの対応を行います。